

西宮すなご医療福祉センター訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人甲山福祉センターが設置運営する訪問看護ステーションつくし

(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業員(以下「看護師等」という)が、障害や病気、けが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医又はかかりつけの医師(以下「主治医」という)が指定訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、西宮市及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

主たる事業所

(1) 名 称 西宮すなご医療福祉センター訪問看護ステーションつくし

(2) 所在地 西宮市武庫川町2番9号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者1名(保健師もしくは看護師)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業者の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 主たる事業所の看護師等

看護師等(保健師、看護師又は准看護師)を常勤換算2.5名以上、業務量に応じて配置する。

訪問看護計画及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士

必要に応じて配置する。訪問看護におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は、法人の職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日
但し、国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時00分から午後7時00分
但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者が、主治医に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者及び家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から関係機関に主治医の選定を依頼する。

(指定訪問看護の提供内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状、障害の観察と助言
- (2) 入浴・清拭・洗髪・足浴・手浴等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等の日常生活の世話と指導
- (4) 褥瘡予防・処置
- (5) 服薬管理・指導
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) ご家族等への療養生活や介護方法の指導、精神的支援
- (9) カテーテル、医療器具装着時の管理、援助
- (10) その他医師の指示による医療行為

(実施地域)

第8条 実施地域は、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、芦屋市及び神戸市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項について必要な処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなくてはならない。

(指定訪問看護の利用料)

第10条 利用者からは、健康保険法及び高齢者医療確保法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

- 3 その他利用料として、次の額を徴収する。

(1) 営業時間内で2時間を越える訪問看護料：30分当たり2,000円

(2) 営業時間外で2時間を越える訪問看護料：

ア 夜間(17時30分～22時00分)と早朝(7時00分～8時30分)
30分当たり2,500円

イ 深夜(22時00分～7時00分) 30分当たり3,000円

(3) 営業日以外の訪問看護料：1日当たり3,000円

2時間を越える場合は上記(1)、(2)に準ずる。

- 4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域を超えて片道 5km 未満 500 円 (注:実費の範囲内で)

(2) 通常の実施地域を超えて片道 5km～10km 未満 1,000 円 (〃)

(3) 通常の実施地域を超えて片道 10km 以上、5km まで毎に 500 円加算

5 日常生活上必要な物品 実費

6 死後の処置料 10,000円

(身体拘束の禁止に関する事項)

第11条 事業所は利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するためや、緊急の場合を除いて、利用者の身体的拘束、その他の利用者の行動を制限しないものとする。やむをえず身体的拘束と行動の制限を必要とする場合は事前に文書で保護者の同意を得ることとする。

- 2 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。

- 5 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第12条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、障害者虐待防止法を遵守して必要な体制の整備を行うとともに、責任者の設置及び職員に対し研修を

実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、訪問看護の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人甲山福祉センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

1. この規程は、平成18年6月1日から施行する。
2. この規程は、平成21年6月1日から施行する。
3. この規程は、平成22年1月1日から施行する。

施設名称の変更

4. この規程は、平成25年9月18日から施行する。

文言の修正

5. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第10条第4項(1)(2)「当業所から」を「通常の実施地域を超えて」に改正。

6. この規程は、平成28年7月1日から施行する。

サテライト事業所を開設のため。

第3条サテライト事業所追加。第4条(2)(3)(4)追加。

7. この規程は、平成29年9月1日から施行する。

第5条(1)営業日を「国民の祝日に関する法律に規定する休日」から「国民の祝日に関する法律に規定する休日(月曜日を除く)」に、また「12月31日から翌年1月3日までを除く」を「12月29日から翌年1月3日までを除く」に変更。

第5条(3)サービス提供日、(4)サービス提供時間を追加。

8. この規程は、令和2年3月1日から施行する。

第4条(2)(3)職種名の変更。

第10条第3項(2)ア「夜間(17時30分～22時)と早朝(7時～8時30分)」を「夜間(17時30分～22時00分)と早朝(7時00分～8時30分)」に変更。

第10条第4項自動車使用に伴う実費額の変更。

第11条に負担割合証に応じた負担割合の記載及び通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費を記載。

9. この規程は、令和2年10月1日から施行する。

サテライト芦屋事業所閉鎖のため。

第3条サテライト事業所削除。

第4条サテライト事業所人員削除。

10. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

介護保険法における指定訪問看護事業の廃止のため。

第11条(介護保険法の指定訪問看護の利用料)を削除。

11. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第11条(身体拘束の禁止に関する事項)と第12条(虐待防止の為の措置に関する事項)の追加。

12. この規程は、令和7年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第3条(2)所在地を「西宮市小松町2丁目7-18」から「西宮市武庫川町2番9号」に変更。

第5条(1)営業日、(3)サービス提供時間から「(月曜日を除く)」を削除。

第6条(3)「当該医師会又は当該市高齢者サービス調整チーム」を「関係機関」に変更。

13. この規程は、令和7年5月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

第1条の記載「人員および運営管理」を「人員及び運営管理」に変更。

第5条(1)営業日の記載「月曜日～土曜日」を「月曜日から土曜日」に変更。

第5条(3)の名称を「サービス提供時間」から「サービス提供日」に変更。

第6条(4)を削除。

第8条の記載「芦屋市、神戸市」を「芦屋市及び神戸市」に変更。

第10条の名称を「(健康保険法・指定訪問看護の利用料) 税別」から「(指定訪問看護の利用料)」に変更。

第10条の記載「訪問看護を提供した場合、基本利用料は、老人医療受給対象者である利用者からは1日につき250円、その他の利用者からは、医療保険法に基づく本人負担分を徴収するものとする。」を「利用者からは、健康保険法及び高齢者医療確保法に基づく本人負担分を徴収するものとする。」に変更。